

卒後臨床研修の推進に向けた対応

平成27年6月

公益社団法人 **日本獣医師会**

目 次

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 卒後臨床研修の円滑な実施に向けて・・・・・・・・	2
(1) 小動物臨床獣医師の卒後臨床研修の現状・・・・・・・・	2
(2) 委員会における検討と対応の方向・・・・・・・・	4
3 新卒獣医師の就業地域偏在への対応・・・・・・・・	8
(1) 小動物臨床分野における新卒獣医師の就業地域偏在・・・・・・・・	8
(2) 委員会における検討と対応の方向・・・・・・・・	9
4 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

卒後臨床研修の推進に向けた対応

1 はじめに

小動物臨床獣医師の卒後臨床研修については、産業動物診療分野に比べ、獣医師法に規定される臨床研修施設が少なく、十分な実施体制にあるとは言えない状況にある。大学新卒者が全国各地の開業動物病院に、いわゆる「代診」として雇用される中で、あたかも卒後臨床研修に相当するように診療に必要な実践的知識や技術が先輩獣医師から後輩獣医師に伝達・継承されてきた面もある。

一方、近年の家庭動物医療の高度化・多様化への対応、獣医師としてのコンプライアンス意識の向上、飼育者や動物病院内スタッフとの円滑なコミュニケーションのためのスキルの取得等、卒後臨床研修に期待される内容が年々多様化する中、卒後臨床研修体制の早期整備が求められている。本件については、日本獣医師会において今日の部会制がスタートした平成17年以来、小動物臨床部会において検討を続けてきた。

この間、本会からの要請を受けて大臣指定卒後臨床研修施設の指定基準が定められ、新たに民間の施設が指定されるなど、一定の成果を収めてきた。また、卒後臨床研修カリキュラム案や協力型臨床研修施設の実践例等を示しつつ卒後臨床研修体制の整備に向けた提言・情報発信を行ってきた。

しかしながら、大臣指定卒後臨床研修施設の拡大が進まない中で、全国的に平準化された臨床研修の実施を求める声もあり、前期委員会報告においては、獣医師会が何らかの形で指導者や施設を認定することや大臣指定を受けていない動物診療施設の活用等についても検討することが提言された。

また、近年では研修を受ける側である新卒獣医師の動向にも変化が見られ、従来はある程度全国各地で「代診」が雇用されていたが、近年では都市部で求人を満たす一方、地方では応募者の減少に悩んでいると言われている。

これらの課題について検討し、卒後臨床研修の円滑な推進に資するため、今期小動物臨床委員会では卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループを設置して検討を行った。

ワーキンググループでの検討においては、課題の整理を進める一方で、小動物臨床分野における新卒者の教育体制について、全国規模での客観的な現状把握がなされていないことが問題とされた。また、新卒者の就業意向が都市部に偏重しているとの指摘についても、個々の地域や施設ごとの勤務獣医師の求人状況や雇用状況に関するデータが乏しく、また、獣医学生就職に対する意識についてもデータがないことが指摘された。

このため、ワーキンググループでは、課題の整理とともに、現状を把握するための調査について検討したので、ここに結果を報告する。

2 卒後臨床研修の円滑な実施に向けて

(1) 小動物臨床獣医師の卒後臨床研修の現状

獣医師法第 16 条の 2 において、診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、獣医学系大学の診療施設や農林水産大臣の指定する診療施設において臨床研修を行うように努めることが定められている。また、その期間は獣医師法施行規則第 10 条の 2 において、6 カ月以上と定められている。

しかしながら、毎年約 500 名の新規小動物診療獣医師が就業する一方、獣医学系大学における卒後臨床研修の受け入れ可能人数には限界があるなど、小動物診療獣医師の卒後臨床研修は長年に渡り十分な実施体制が取られない状況が続いてきた。

こうした状況を受けて、農林水産省においては平成 17 年、小動物獣医療に関する検討会が設置され、同年 7 月に報告書がまとめられた。この中で、小動物診療獣医師の卒後臨床研修について、当時の小動物臨床分野では指定がなかった、民間の動物診療施設を大臣指定卒後臨床研修施設として指定できるよう体系化することが提言された。

これを受けて、平成 18 年 1 月、臨床研修を行う診療施設を農林水産大臣が指定する際の基準について小動物診療に関する基準を定める旨が農林水産省消費・安全局長から都道府県知事あてに通知（平成 18 年 1 月 26 日付 け 17 消安第 9926 号）された。

しかしながら、基準が定められた後も約 3 年間に渡って指定施設がない状態が続いた。この要因のひとつとして、指定基準が現状にそぐわない可能性等が指摘され、日本獣医師会では小動物臨床委員会において検討を重ね、平成 19 年 7 月、委員会報告「小動物臨床職域の現状と課題に対する対応」において、民間施設に臨床研修施設指定の動機付けを行う一方、民間施設の研修施設指定に際しては、行政と獣医師会が十分に連携する等により、研修体制の整備の進展を図るための現実的な施策を講じる必要がある旨提言し、日本獣医師会から農林水産省あてに要請活動等を行った。農林水産省獣医事審議会計画部会においてこの問題は検討され、平成 21 年 2 月、施設の指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められ（平成 21 年 2 月 16 日付け 20 消安第 11539 号）、指定申請の拡大に向けた環境整備が進められた。その後、単独型臨床研修施設として平成 21 年 3 月に日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）が、協力型臨床研修施設として平成 23 年 3 月に動物臨床医学研究所グループ（鳥取県倉吉市ほか）がそれぞれ小動物臨床研修施設として指定されたが、今日まで民間の指定施設はこの 2 施設にとどまっており、全国的な拡大には至っていない。

本委員会ではその後も小動物臨床分野における卒後臨床研修の円滑な推進に向けた検討を継続し、平成 21 年 7 月には委員会報告「小動物臨床の質の向上に向けた提供体制のあり方」において、獣医学系大学以外の民間の動物診療施設における小動物臨床研修制度を十分に機能させ、卒後臨床研修の実効確保のため、①行政支援に対する施策提言とともに、②制度の運営支援、③獣医師及び獣医学系大学の連携が必要である旨提言し、関係機関等への提言を行った。

平成 22 年 8 月、農林水産省が獣医療法第 10 条第 1 項の規定に基づき検討の上公表した、平成 32 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第 3 次獣医療基本方針）」においては、小動物分野における獣医療の確保のため、新規獣医師が実践的な診療技術の修得等を図る機会を増大させることが必要とされ、獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備が盛り込まれ、「小動物分野の獣医療については、飼育者からは、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より

高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、国民生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、この傾向は今後とも継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実の促進を図る。」とされた。

本委員会が平成23年6月にとりまとめた「小動物獣医療提供体制の整備に向けて」（中間報告）においては、診療技術の修得体制の整備に資するため、各地の小動物診療施設において臨床研修を行うための指標となる臨床研修モデルカリキュラムの検討を行い、獣医学系大学において行われている研修内容をもとに、「標準的獣医師卒後臨床研修プログラム（案）」をとりました。

さらに平成25年6月にとりまとめた「小動物獣医療提供体制の整備に向けて」（最終報告）においては、動物臨床医学研究所の研修プログラムを紹介し、地域の動物病院の連携による大臣指定臨床研修施設の指定申請を促す一方、本会として引き続き検討すべき内容として以下が提言された。

ア 大臣指定卒後臨床研修施設の充実等、臨床研修体制の整備・充実に向けたステップとして以下の取り組みを検討すること。

- (ア) 小動物診療獣医師に必要とされるスキルと、その修得に必要な卒後臨床研修内容の提示
- (イ) 日本獣医師会による臨床研修施設、臨床研修指導獣医師の認定
- (ウ) 獣医師生涯研修事業との関連を含めた日本獣医師会による研修修了者に対するインセンティブの付与

イ 大規模企業病院を含む様々な診療施設との連携を視野に入れ、実効性ある卒後臨床研修の実施について検討すること。

(2) 委員会における検討と対応の方向

これまでの経過を受けて、本ワーキンググループにおいては、大臣指定臨床研修施設数の拡大を目指す方向性は維持しつつ、大臣指定を受けていない

民間動物診療施設の中で、従来型の若手獣医師の雇用を行っている個人経営の診療施設と、近年、増加しつつある大手企業経営の診療施設の双方における臨床研修のあり方について検討を行うとともに、地方獣医師会と、研修生を受け入れている各地の動物診療施設との連携による独自の研修会の開催等の取り組みの在り方等を検討した。

検討の結果提言された今後の方向性は以下のとおり。

ア 農林水産大臣指定卒後臨床研修施設の拡大

現状では、獣医師法に規定された卒後臨床研修施設は国内16校の獣医学系大学と日本動物高度医療センター及び動物臨床医学研究所グループのみであり、民間における農林水産大臣指定臨床研修施設の急速な拡大は難しい現状がある。

個人開業の動物診療施設における新規獣医師育成に対する考え方は、「本来は大学で実践的な教育まで行うべきである。」または「それぞれの診療施設の理念に基づき、一から育成したい。」等、診療施設により多様である。また、獣医学生の都市部への就業意向が高まっていると言われており、地方では新卒者の研修医（代診）としての採用が困難になりつつあるという声もある。

実践的な卒後臨床研修の実施に当たり、一定の地域内にあつて様々な経営方針を持ち、それぞれ得意な診療分野を持つ複数の動物診療施設がグループとして一定人数の研修医を採用し、統一的な研修プログラムのもとで各施設がローテーションで研修を受け持つ仕組みが構築できれば、施設の立地や規模、経営方針等による研修内容の格差が減少し、研修を受ける新規獣医師側にもメリットがある。

一方、獣医学系大学においては、獣医学教育のモデル・コア・カリキュラムに基づく総合参加型臨床実習の実施に伴い、多くの大学で教員の不足が懸念されている。その際、指導獣医師としての研修医の増員の他、開業獣医師が特任の立場で支援すること等も考えられる。総合参加型臨床実習の円滑な実施と卒後臨床研修の大学における実施拡大の両面から、大学における研修体制の充実に向けた支援策等を検討し、必要な施策を文部科学省等関係機関に要請することが求められる。

<今後必要と思われる対応>

- (ア) 複数の動物診療施設で構成される施設群として大臣指定を受ける前段階として、地域の複数の動物診療施設がグループとして研修医を受け入れる場合のモデルケースの想定と協力する動物診療施設に求められる条件の検討
- (イ) 獣医学系大学における臨床研修の実施体制、特に特任教員の任用期間、待遇、外部からの任用等に関する詳細な調査の実施

イ 研修施設としての指定を受けていない個人診療施設、及び大規模民間動物病院における臨床研修の検討

動物病院によっては、都市部に立地していなくても、また、高度な施設・設備を持たなくても、院長の高度な知識・技術や人間的魅力により研修の場として高い人気をもつ施設もあるといわれる。また、民間大規模動物病院では、一定人数の新卒者を毎年採用し、独自の教育プログラムにより企業内研修を実施している場合もある。

これらの施設が持つ有益なノウハウを広く活用できれば、卒後臨床研修体制の整備につながることを期待される。また、獣医師会による臨床研修施設、臨床研修指導獣医師の認定等について検討する際には、現在実施されている研修の状況を参考にする必要がある。

<今後必要と思われる対応>

- (ア) 個人開業の動物病院（地域や都市規模等に偏りが無いよう選定）及び民間大規模動物病院で実施されている新卒獣医師に対する研修プログラムの調査

ウ 地方獣医師会における卒後臨床研修の取り組み

各地の動物診療施設に就職する新規獣医師に対し、地方獣医師会が会員の診療施設等との連携や独自事業による研修会の開催等により一定期間継続的に研修を行う仕組みがあれば、全国的な卒後臨床研修体制の整備につながることを期待できる。また、地方獣医師会にとって、新卒者の入会率向上と旧来の会員である雇用者側獣医師の会員メリットの向上につながる。

<今後必要と思われる対応>

- (ア) 地方獣医師会における新卒獣医師に対する臨床研修の取り組み（新規獣医師向けの研修等として将来的に活用できると思われる取り組みを含む）の実態調査
- (イ) 獣医学系大学と民間診療施設が連携して卒後臨床研修を実施する際の大学、獣医師会及び動物診療施設の開設者の役割分担の検討

エ 効果的な卒後臨床研修のための取り組み

講義形式の研修受講や実地研修のほか、在宅での研修等についても検討すべきである。また、獣医師生涯研修事業における認定システムの効果的な活用を検討すべきである。

<今後必要と思われる対応>

- (ア) 獣医学術学会年次大会等における教育講演等のインターネット配信やeラーニングシステムの構築、さらには獣医学系大学や大臣指定臨床研修施設における研修プログラムをWEB上で受講できるシステムの整備
- (イ) 各地での研修会の受講や在宅での研修実績を獣医師生涯研修のポイント認定と連携して管理できる仕組みの整備

【参考：関係法令の抜粋】

○獣医師法

(昭和二十四年六月一日法律第百八十六号、最終改正：平成二五年一二月一三日法律第一〇三号)

(臨床研修)

第十六条の二 診療を業務とする獣医師は、免許を受けた後も、大学の獣医学に関する学部若しくは学科の附属施設である飼育動物の診療施設（以下単に「診療施設」という。）又は農林水産大臣の指定する診療施設において、臨床研修を行うように努めるものとする。

2 農林水産大臣は、前項の規定により指定した診療施設が臨床研修を行うについて不相当であると認められるに至つたときは、その指定を取り消すことができる。

3 農林水産大臣は、第一項の指定又は前項の指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、獣医事審議会の意見を聴かなければならない。

○獣医師法施行規則

(昭和二十四年九月十四日農林省令第九十三号、最終改正：平成二六年一一月一八日農林水産省令第五八号)

(臨床研修の実施期間)

第十条の二 法第十六条の二第一項の規定による臨床研修の実施の期間は、六月以上とする。

3 新卒獣医師の就業地域偏在への対応

(1) 小動物診療分野における新卒獣医師の就業地域偏在

平成 25 年 6 月にとりまとめた「小動物獣医療提供体制の整備に向けて」(最終報告)において、「従来、小動物臨床獣医師の卒後教育は、経験を積んだベテランの「院長」のもとに新卒者が「代診」として雇用される中で、先輩から後輩へと技術や精神が受け継がれてきた。その中では、雇用する側の獣医師には獣医師免許を持つ若手の労働力を確保できるというメリットが、雇用される側には現場で働きながら診療獣医師に必要なスキルを身に着けられるメリットがあった。

いわば“徒弟制度”のようなこの仕組みが全国でうまく機能するためには、都市部に限らず地方を含めた各地で一定の就業希望者が確保できることや、雇用する側の獣医師に一定の獣医師倫理に関する規範意識があることが求められるが、これについて制度的な対応はなく、所属する教室の教員や卒業生の紹介・推薦を受けて卒業後の就職先を決める慣行の中でバランスが保たれ

てきたのが実情であった。

しかしながら、近年における家庭動物の飼育拡大とともに大学卒業後の進路として小動物獣医療を選択する新卒者の割合が増加し、インターネットの普及をはじめとする社会的環境が変化する中で、卒業生の進路の選び方も変化してきた。

紹介や推薦をもとに就職先を決める獣医学生が減り、生活が便利で雇用条件の良い大都市圏に就職先を求めるケースが増加してきたといわれる。」と指摘しているように、新卒獣医師の都市部への就業意向の顕在化は、都市部の方が研修を受ける機会が多いことなどが要因の一つとも考えられ、卒後臨床研修の在り方と密接につながる課題とされる。

新卒獣医師の就職先が都市部に集中し、地方では獣医師の確保が困難になるとするのが、いわゆる「地域偏在」であり、もともと獣医学系大学の入学者が都市部出身者に偏っていることが原因（文部科学省「獣医学教育の整備・充実に関する調査研究協力者会議（第10回）」における私立獣医科大学協会提出資料より）との指摘もある。獣医学系学部・学科の入学試験難度が上昇する中、代表的進学校や塾・予備校等における学習機会が地方より都市部において多く提供されていることなどが要因のひとつとも言われている。

（2）委員会における検討と対応の方向

委員会においては、実際にどの程度の地域偏在が起きているかを把握することが必要との意見があった。また、獣医学生が何を求めて、どのような情報を元に就職先を選んでいるのかを把握する必要性も指摘された。

このため、以下の2つの調査について、早急に実施することを提言する。

<今後必要と思われる対応>

ア 新卒者の出身地、出身大学と就職先に関する調査の実施

農林水産省及び獣医学系大学の協力を得つつ、複数年分の新卒者について、出身地と就職先の調査を実施し、新卒者の就職先についての地域偏在の有無、Uターン・Iターン就職の実態等を把握することが必要である。

イ 獣医学生の卒業後の進路希望に関する意識の把握

各地の獣医学系大学や獣医学生団体等の協力を得て、獣医学生を対象に調査を実施し、卒業後の進路に関する希望等について現状を把握することが必要である。学年が進むにしたがってどのように意識が変化するかについてのデータも検討のうえで有用である。以下に意識調査の設問例を示す。

獣医学生の就職希望に関する意識調査

このアンケートは、獣医師を目指す獣医学生の進路に関する希望等を調査するため、公益社団法人日本獣医師会が実施するものです。
以下の各設問にお答えください。

【問1】 大学名

【問2】 在籍年次（1～6年）

【問3】 性別（男女）

【問4】 出身地（市町村まで）

【問5】 親族（3親等以内）に獣医師がいますか。
いらっしゃる場合、その方の業務は何ですか。

ア 動物診療

（ア）産業動物

（イ）小動物

イ 行政事務

（ア）国家公務員

（イ）地方公務員

ウ 試験研究

エ 教職

オ その他（_____）

カ 3親等以内に獣医師はいない

【問6】 獣医師として、将来就きたい業務の内容は何ですか。

ア 動物診療

（ア）産業動物

①地方公務員

②NOSAI 団体等

③個人診療施設（開業・勤務）

④その他（_____）

（イ）小動物

①個人診療施設（開業・勤務）

②その他 (_____)

(ウ) 展示動物 (動物園等)・野生動物等

イ 行政事務

(ア) 国家公務員

①農林水産

②公衆衛生

③環境

④その他 (_____)

(イ) 地方公務員

①農林水産

②公衆衛生

③環境

④その他 (_____)

ウ 試験研究

(ア) 国家公務員

①農林水産

②公衆衛生

③環境

④その他 (_____)

(イ) 地方公務員

①農林水産

②公衆衛生

③環境

④その他 (_____)

(ウ) 団体 (独立行政法人、公益法人等)

①農林水産

②公衆衛生

③環境

④その他 (_____)

(エ) 企業

①農林水産

②公衆衛生

③環境

④その他 (_____)

エ 教職

①国公立大学

②私立大学

③専門学校

オ その他 (_____)

【問7】希望する勤務地はどこですか。

ア 出身地近辺 (近県)

イ 大学所在地近辺 (近県)

ウ 首都圏

エ その他 (_____)

【問8】就職先を選ぶための情報を得るとき、最も頼るのはどれですか。

ア 大学の教員からの情報

- イ 先輩獣医師からの情報
- ウ 友人・知人（クチコミやソーシャルネットワーク）からの情報
- エ インターネットホームページや各施設のブログなどの情報
- オ 家族・親戚からの情報
- カ その他（ ）

【問9】 獣医師免許取得後、小動物診療施設への勤務を希望する方（将来、開業を希望する方を含む）に伺います。

就職先の診療施設を選ぶときに、特に優先することをア～タから優先順位の高い順についてお答えください。

優先順位 1 ____、2 ____、3 ____、4 ____、5 ____

- ア 勤務地
- イ 給与
- ウ 勤務時間
- エ 休日
- オ 福利厚生
- カ 施設の規模（大規模・小規模）
- キ 就業獣医師の数（獣医師が多数・少数）
- ク 院長（施設）が著名
- ケ 専門分野を有する
- コ 専門機器を有する
- サ 院長、勤務医との関係性（出身大学が同じ、担当教官の知合い、先輩の紹介等）
- シ 整った教育・指導体制
- ス 症例数
- セ 学術活動や研修会への参加のしやすさ
- ソ 飼い主の評判
- タ その他（_____）

以上、ご協力ありがとうございました。

4 お わ り に

小動物臨床分野においては、いわゆる新卒者教育としての卒後臨床研修体制の整備が十分になされないまま今日に至っており、全国規模での実態把握も十分に行われてはいない。ワーキンググループにおける検討では、課題を整理するとともに、検討のための現状把握に必要な調査の内容について検討し、本報告書において提言した。

今後、関係者の理解と協力を得て調査を実施し、早急に実態を把握した上で今後の対応が進展することを希望する。

**小動物臨床部会 小動物臨床委員会小委員会
卒後臨床研修・新卒獣医師就業ワーキンググループ
委 員 名 簿**

(座 長)

西 間 久 高 北九州市獣医師会会長 (西間動物病院院長)

(委 員)

大 草 潔 仙台市獣医師会会長 (大草動物病院院長)

保 田 英 彰 香川県獣医師会副会長 (やすだ動物病院院長)

総 括 (小動物臨床部会長)

細井戸 大 成 日本獣医師会理事・小動物臨床部会長

(大阪市獣医師会会長)

